

「国と地方の役割分担」について

1 地方自治法の定める「国と地方の役割分担」の概観

- 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ（地方自治法（以下「法」という。） § 1-2①）、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する（法 § 2②）。
- 上記を達成するため、次のような国と地方公共団体の役割分担の在り方を定め、国はこれを基本として適切に役割分担するようにしなければならないとされている（法 § 1-2②）。
 - ・ 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。（※ 国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示）

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
 - ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
 - ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施
 - ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる。

- ※ 都道府県と市町村の役割分担
 - 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、①広域にわたるもの、②市町村に関する連絡調整に関するもの、③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当ではないと認められる事務を処理することとされている（法 § 2⑤）。
 - 市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務及び法令で定められたその他の事務」を処理することとされている（法 § 2③）。
- また、国は、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにしなければならないとされている（法 § 1-2②）。
- これらの法の規定は、地方公共団体に関する制度や施策及び運営の根幹が法律等で定められる場合において、
 - ① 国が地方公共団体に関する制度の企画立案を行う際の立法基準として、
 - ② また、地方公共団体に配分された事務の処理に際して法令の解釈・運用基準として、
 それぞれ機能することが期待されており、国はこれらの制約に服することとなる（2及び3で詳述）。

経済財政運営と改革の基本方針 2017 について(抄)

第 3 章 経済・財政一体改革の進捗・推進

1. 経済・財政一体改革の着実な推進

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、引き続き、600兆円経済の実現と2020年度（平成32年度）の財政健全化目標の達成の双方の実現を目指す。

「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」の最終年度である2018年度（平成30年度）においても、手綱を緩めることなく、社会保障の効率化など、同計画における歳出・歳入両面の取組を進める。その際、「見える化」、先進・優良事例の展開、ワイズ・スペンディングを強化するとともに、エビデンスに基づく政策立案を推進する。また、健康・医療・介護の一体的取組、社会資本ストックの面的再生などの縦割りを排した取組を推進する。目標に向けた進捗状況の中間評価に向けて、改革の進捗や財政健全化目標との関係の点検・評価、これまでの主要政策の効果等の測定・分析を強化していく。

人的資本の質を高め、潜在成長率を引き上げていく。このため、社会保障の持続可能性を高めるとともに、人材投資や研究開発投資等の強化を通じて、経済社会の生産性の引上げを図る。追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとともに、適切な安定財源を確保する。一定期間内の追加的な歳出増加要因については、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。

2. 改革に向けた横断的事項

(1) 「見える化」、先進・優良事例の全国展開、ワイズ・スペンディングの推進

① 比較可能な「見える化」の徹底・拡大

(略)

② 先進・優良事例の全国展開の促進

(略)

③ ワイズ・スペンディングの徹底

政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するワイズ・スペンディングの仕組みを強化し、予算の質を更に高める。

予算編成過程における、経済財政諮問会議等での議論を通じた施策の優先順位付けや、データに基づく政策効果の分析・評価の活用を徹底する。特に新規に要求される補助事業等については、アウトカムの設定において成果把握の仕組みの充実を図ること等により、効果的な国庫補助事業等の実施に努める。

(2) データプラットフォームの整備を通じたEBPMの推進

各分野において、標準化された包括的なデータプラットフォームを構築することにより、客観的証拠に基づく政策のPDCAサイクルを確立する。あわせて、秘匿性を確保した上で民間利用を促すことを通じ、データ駆動型社会を構築しSociety 5.0の実現を目指す。関係府省庁は、データプラットフォームの構築やデータ収集・作成の際には、地域間で標準化し地域間で政策評価を比較考量が可能なものとする。また、「統計改革推進会議最終取りまとめ」等を踏まえ、地方公共団体においても国と歩調を合わせてEBPMを推進するよう促す。

医療・介護分野等における給付の実態や診療行為の地域差等を明らかにする「見える化」を徹底して行う。

社会資本の維持管理のスマート化等に向けて、インフラ・データプラットフォームを構築し、現場におけるデータの利活用を推進する。また、G空間情報センターの活用や地域の大学等との連携も図りつつ、まちづくり、農業などの産業の生産性向上等へのデータの活用を図る。総合科学技術・イノベーション会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、関係省庁は連携しデータ様式の標準化、システムの連携や取組の整理・実装を進める。

総合科学技術・イノベーション会議を中心に、科学技術イノベーション政策の効果を評価・分析するデータを知の基盤として体系的に整備する。

教育分野においても、教育政策の効果及び費用、環境要因等を分析するため、教育関連データの整備充実や研究成果の蓄積、多様な研究者による活用等の促進を進める。

(3) 将来見通しの策定、実行

(略)

証拠に基づく政策立案 (EBPM) 推進事業費 (統計課) 予算額 : 6,116千円

課題・目的

○ICT (情報通信技術) が発達し、ビッグデータの利用が進む中、データに基づく政策立案 (EBPM : Evidence based Policy Making) や意思決定が重視されるようになってきたが、データの利活用は十分とは言えない状況である。

○国においては、データの活用促進やデータを利用したイノベーションにより、成長産業の創出や地域経済の好循環化が検討されている。

○本事業は、統計データの充実やデータサイエンス力の向上により、的確な施策の立案や価値創造ができる人材の育成を行うことで、成長産業を創出し、地域創生を支援するものである。

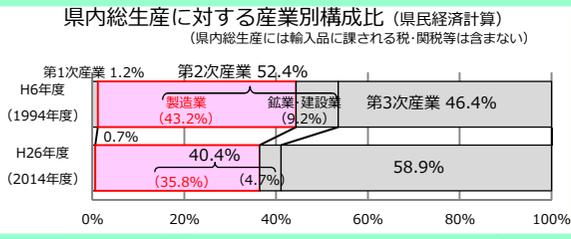
国の動向

○社会的課題を解決し、新たな有望成長市場やビジネスを創出するには、**ビッグデータ、IoT等を活用する「第4次産業革命」**の実現が最大の鍵となる。(「日本再興戦略2016」H28年6月・閣議決定)

○圏域全体で成長産業や良質な雇用の創出を目指す「地域経済好循環システム」の構築の実現には、**地域の付加価値・生産性を向上させるIT化・データ利活用等の促進**が課題である。(「未来投資戦略2017」H29年6月・閣議決定)

情報支援

地域創生に係る各種計画・施策への利用度が高い人口・経済データの充実を図る



主要産業である製造業の県内総生産に占める割合は低下しており、製造業の動きを示す鉱工業指数 (IIP) だけでは、県経済の把握が難しくなっている。

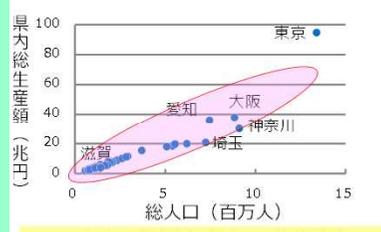
○地域の足下の経済動向を迅速かつ定量的に把握して、経済対策、産業振興等の施策への的確に反映させる。

※景気動向指数は、景気の変動と密接な動きを示す先行・一致・遅行の3指標を利用して、景気の強弱を量的に捉えるCIと、景気の局面 (拡張・後退) を捉えるDIがある。

県景気動向指数の作成 (H31・32年度)

地域創生

都道府県人口と県内総生産の関係



2つのデータの直線的関係を示す相関係数は、1に近いほど関係が強い。人口と県内総生産の相関係数は0.93で強い相関を示しており、人口は地域経済の活性化の重要な要素と言える。

○人口減少社会を迎え、地域の経済振興等、各種施策の重要な基礎データとなる人口について、社会増減や外国人の動きをタイムリーに提供する。

県人口推計システムの再構築 (H30年度) 3,876千円

的確な施策・計画等の立案・実行 新たな価値創造を行う人材の育成

○滋賀大学データサイエンス (DS) 学部教員が、行政職員を対象に、高度な分析手法等に関する研修を行う。

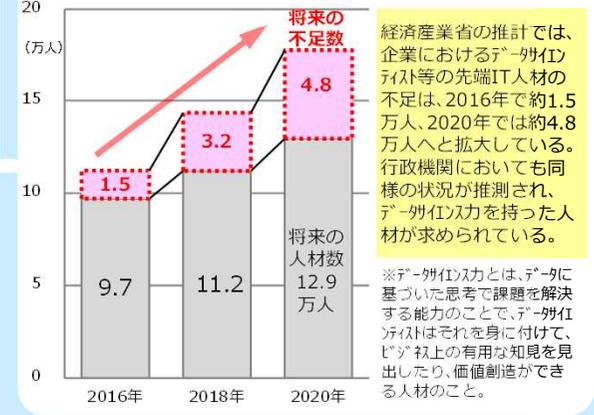
EBPMモデル研究事業の委託 (H30~32年度) 2,053千円 (H30)

○滋賀大学DS学部に、県が抱える政策課題等の解決に向けた研究事業を委託する。

○成果を、データに基づく政策立案、意思決定等のモデル事例として公表し、データ活用の有用性をアピールして、EBPMを推進させる。

専門統計研修の実施 (H30~32年度) 187千円 (H30)

データサイエンス等先端IT人材の不足数 (経済産業省)



滋賀大学DS学部との連携強化

権限移譲の取組について

1. これまでの権限移譲の取組について

H29.4.1時点での移譲済み事務数 98事務(特例条例分77事務・法移譲分21事務)
+分権一括法対応分54事務(一部重複あり)

①「権限移譲実施計画」(H12.9策定)

計画期間 H13年度～16年度

- 策定手続 滋賀県・市町村権限移譲検討協議会において策定
- 移譲対象事務 15事務(うち14事務を移譲)
- 移譲方式 移譲対象市町村を事務毎に「全ての市」や「人口10万人以上の市」等とするなど配慮

(※このほか①計画以外による移譲 21事務)

②「さらなる権限移譲基本計画」(H18.2策定)

計画期間 H19.4～H22.4

- 策定手続 滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会において策定
- 移譲対象事務 74事務(うち68事務を移譲)
- 移譲方式 従来方式のほか、「メニュー方式」及び「パッケージ方式」を導入

(※このほか②計画以外による移譲 6事務、上記の重複△10事務、②のうち関西広域連合へ移管△1事務)

国の分権一括法への対応

第2次一括法等により平成24年4月に県から市町へ54事務(上記との重複あり)を権限移譲(一部の事務は平成25年4月に移譲。)

県から市町への権限移譲に対する取組の検証を行い、検証報告書(案)をとりまとめ
(H24.10月)

市町への調査において、移譲の成果として一定の評価がある一方、発生がほとんど無い事務や、県に手続きが残っている事務などに対して、「移譲の効果を感じにくい」との回答が多く見られた

2. 最近(平成25年度以降)の取組について

- 移譲検討対象事務に関する事務量・事務の完結性の調査を実施するとともに、「市町として移譲が望ましいと考えられる事務」等について市町意見を照会し、移譲検討対象事務として8事務をリストアップした。
- 8事務について、「地域の自主性および自立性を高めるための市町・県推進会議」において、アンケート結果や会議での意見を踏まえ、一部の事務は勉強会(説明会)を経た上で、各事務について移譲検討対象事務とするかどうかなどについての仕分けを行ったが、その結果、これらの事務について、この場での移譲の検討は終了することとした。
- 今後の権限移譲の進め方として、権限移譲に関する市町からの提案制度を設けることとした(平成29年3月～)。

平成 29 年度 権限移譲に関する市町からの提案制度実施要領

1. 趣旨

住民サービスの向上、地域の実情や地域課題に応じたまちづくりの推進等を図るため、市町が県から新たに移譲を希望する事務・権限に関する提案制度を実施します。

2. 提案の主体

市町

3. 提案の対象

知事の権限に属する事務について、移譲を希望する事務

※本提案制度は新たな権限移譲についての提案を募集するものであり、県内の他の市町ですでに移譲されている事務（別紙一覧のとおり）は除きます（別紙一覧の事務については、県所管課あて直接ご連絡ください）。

4. 提案の方法

別紙様式に記入のうえ提出してください。

5. 募集期間

平成 29 年 3 月 21 日～5 月 10 日

※募集期間後も、今後に向けた事前の相談等は随時受け付けます。

6. 提出先（事務局）

滋賀県総務部行政経営企画室

7. スケジュール

（裏面）

* 移譲希望事務の提案募集

(3月～5月：県行政経営企画室 ⇒ 市町権限移譲担当課)



* 移譲希望事務の提案

(3月～5月：市町権限移譲担当課 ⇒ 県行政経営企画室)



* 提案のあった市町へ回答内容の確認

(県行政経営企画室・県事務担当課⇒市町)



その他の市町へ

* 提案内容の共有

* 移譲希望の意向確認

(県行政経営企画室⇒市町権限移譲担当課)



* 具体的な協議 (できるものから随時)

- ・ 個別事務の具体的な内容
- ・ 移譲後の交付金額 等

(県行政経営企画室・県事務担当課⇔移譲を希望する市町の事務担当課)



・ 具体的な協議が整った市町・事務権限から

* 地方自治法に基づく文書協議 (市町意向の最終確認)

(随時：県人事課 ⇔ 市町)



* 事務処理特例条例案の県議会提案

(随時：県人事課)



* 事務の引継ぎ
* 人的支援
(必要に応じて)

(随時：県事務担当課)

* 市町における事務処理

— 権限移譲の実現 —

(各市町)

* 権限移譲交付金の交付

(毎年6月：
県市町振興課)

移譲を希望する事務の提案様式

1 事務について

(1) 事務名	
(2) 根拠法令等	
(3) 提案の理由	
(4) 移譲の効果・メリット	
(5) 移譲希望時期	
(6) 県の所管課	

2 市町連絡先

市町名	
所属	
担当者名	
電話・FAX 番号	
メールアドレス	

記入内容

1 事務について

- (1) 事務名 「〇〇〇に関する事務」のように、事務名を簡潔に記入してください。
- (2) 根拠法令等 事務の根拠となる法令等および該当する条項を記入してください。
- (3) 提案の理由 現在の制度で、支障となっている事例等、この提案をした理由を記入してください。
- (4) 移譲の効果・メリット 権限移譲した場合の効果や、メリットと考えられることを記入してください。
- (5) 移譲希望時期 移譲時期の希望があれば記入してください。
- (6) 県の所管課 現在、県で事務を所管している課を記入してください。

2 市町連絡先

この提案の連絡窓口となる課・担当者について記入してください。

県内の他の市町ですでに移譲されている事務等一覧

※「さらなる権限移譲基本計画」(平成18年2月)において、

- ・メニュー方式
- ・パッケージ方式
- ・個別法に基づき移譲できる事務権限

とされている事務のうち、未移譲の市町がある事務

	事務の名称	移譲対象市町	移譲方法	未移譲市町名	県所管課
1	地すべり防止に関する事務	30万人以上市	メニュー方式	大津市	砂防課
					農村振興課
2	都市計画施設等の区域における建築の許可等に関する事務	全市町	メニュー方式	日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	都市計画課
3	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可に関する事務	全市町	メニュー方式	日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	都市計画課
4	土地区画整理事業(5ha未満)に関する事務	全市町	メニュー方式	日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	都市計画課
5	開発行為の許可等に関する事務	全市町	パッケージ方式	日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	住宅課
6	宅地造成等規制に関する事務	全市町		日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	住宅課
7	租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定に関する事務	全市町		日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町	住宅課
8	砂利採取計画に関する事務 (砂利採取法第16条第2号に規定する河川管理者として行うものを除く)	全市町	メニュー方式	大津市 彦根市 近江八幡市 守山市 東近江市 愛荘町 豊郷町 甲良町	砂防課
9	県道の管理に関する事務	30万人以上市	個別法	大津市	道路課
10	屋外広告物に関する事務	全市町 (景観行政団体の市町に限る)	個別法	<u>近江八幡市</u> <u>栗東市</u> <u>東近江市</u> 愛荘町 日野町 竜王町 豊郷町 甲良町 多賀町 (下線は景観行政団体)	都市計画課

県と市町の税務事務(徴収業務)の共同実施について

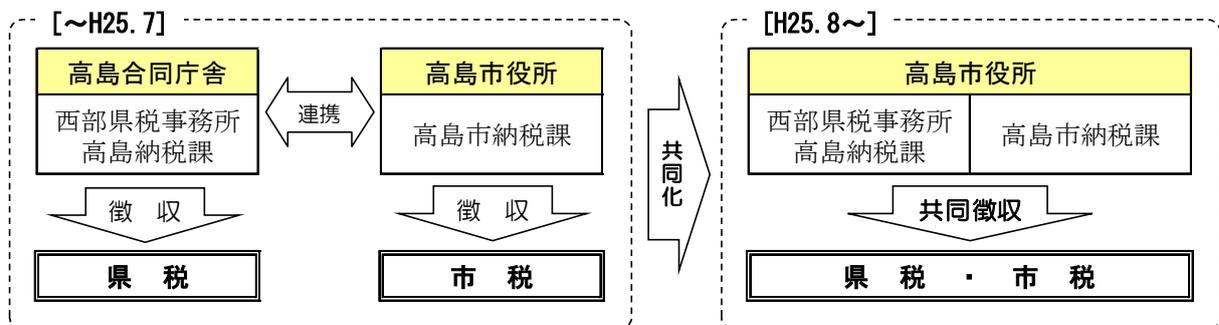
1. 税務事務(徴収業務)の共同実施の検討経緯

平成24年度に、県と市町で構成する滋賀県地方税務協議会において、地方税の収入未済額の一層の縮減を図るため、さらなる連携や徴税体制について議論し、滞納者への一元的な対応、効率的な徴収、人材育成などの観点から、事務の共同化を進める方向で意見を取りまとめた。

2. 各地域における共同実施の取組

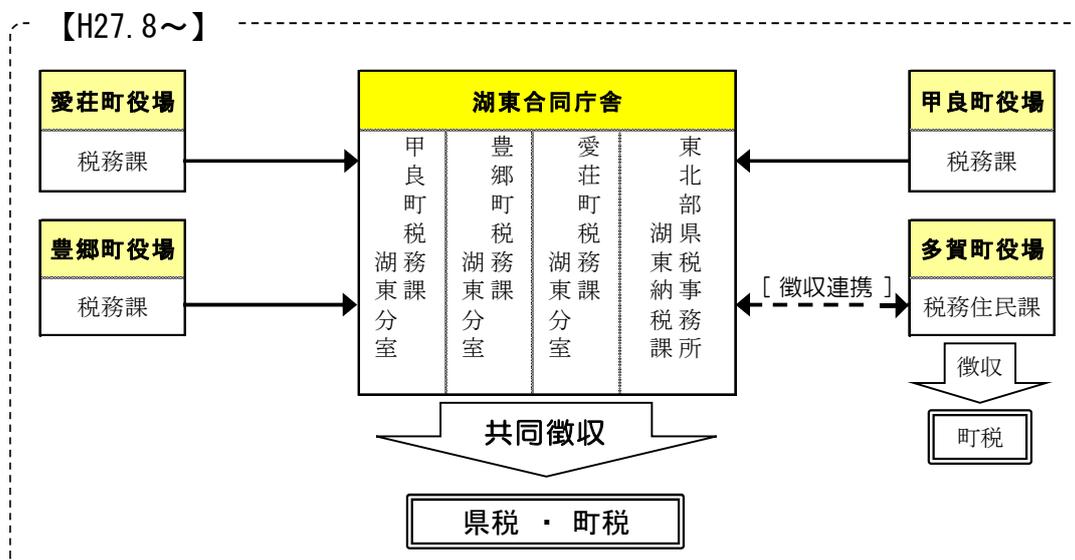
《高島地域》

平成25年8月から、西部県税事務所高島納税課を高島市役所に移転し、高島市と共同で徴収業務に取り組んでいる。



《湖東地域》

平成27年8月から湖東地域4町と相互併任による徴収業務の共同実施を開始した。4町のうち3町の職員が県湖東合同庁舎(湖東納税課)に常駐し、県と共同で徴収業務に取り組み、多賀町職員は滞納処分の検討や搜索などの機会に参画している。



「滋賀県オープンデータカタログ」の概要

平成28年3月に、県ホームページ内に「滋賀県オープンデータカタログ」を開設し、当該ページに掲載しているデータ項目については、出典を明示することを条件に、誰でも、商用利用を含め、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できるものとしている。

【滋賀県オープンデータカタログサイト】

■掲載データ項目数 80件

(分野別内訳)

人口・世帯	防災・安全	福祉・医療	子育て・教育	環境・ごみ	経済・観光
5件	10件	2件	14件	3件	13件
農林水産	建物・土地	行政・財政	その他	データリスト	
6件	1件	10件	15件	1件	

■データ形式 PDF形式、CSV形式、ワード形式、エクセル形式、パワーポイント形式

■アクセス数 204件/週 (1/29-2/4)

滋賀県協働推進ガイドライン策定の趣旨（第1章）

・策定の背景

共助社会づくりを進めていくうえで重要となる多様な主体との協働を推進していくため、「県民協働に関する研究会」から提出された報告書を踏まえ、平成11年7月に策定した「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」を見直すこととし、新たに「協働推進ガイドライン」を策定することにより、今後の具体的な施策の立案や事業の検討を行うこととします。

・策定の考え方

滋賀県基本構想とそれを下支えする行政経営方針における経営方針「開かれた県政の推進と多様な主体との協働・連携」を具現化するため、県の基本的な考え方や施策の方向性を示すことを目的に策定するものであり、あわせて、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の推進にも資するものとする。

○現状と課題（第2章）

・協働の現状

- ・1970年代後半に「石けん運動」が県内全域で展開され、その運動が1979年の「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(富栄養化防止条例)」の制定へとつながった琵琶湖の環境保全の取組がなされる。
- ・平成6年3月に「新しい淡水文化の創造に向けた県政推進の基本方針」を策定。
- ・平成9年4月に「淡水文化推進懇談会」の提言を受けて、「淡水ネットワークセンター」を設立。
- ・平成11年7月に「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」を策定。
- ・平成17年3月に「しが協働モデル研究会報告書」を受けて、協働推進ボード、協働部活プロジェクト等を実施
- ・平成21年度に滋賀県協働提案制度を創設。
- ・平成23・24年度に新しい公共支援事業を実施。

・協働の課題

【県における課題】

- ① 多様な主体が参加し、協働を組み立てるための場が常設されていない。
- ② 県の事業を公開し、公共サービスの担い手の多様化を図る仕組みが確立されていない。
- ③ 協働に関する情報が十分に提供されていない。
- ④ 民間からの提案を事業化するための仕組みが確立されていない。
- ⑤ 協働を評価し、フィードバックする仕組みが確立されていない。
- ⑥ 協働に関する提案や相談を受け付けるワンストップサービス等の仕組みが確立されていない

【関係団体における課題】

- ① 多様な主体間の協働を定着・促進するための仕組みを確立する必要がある。
- ② 持続可能な協働の仕組みを確立する必要がある。
- ③ 中間支援組織の機能強化を図る必要がある。

○意義・役割（3章）

・協働の意義

- ① 協働は手段であり、目的ではない。
- ② 協働ができない公共サービスはほとんどない。
- ③ 高い相乗効果を発揮することができる。
- ④ 新しい価値や手法を創出することができる。

・協働の原則

- ① 自立・自律していること
- ② 対等であること
- ③ 情報公開のもとに取組を進めること
- ④ 適切な参入機会が確保されていること
- ⑤ 互いの自主性を尊重すること
- ⑥ 目的・目標・プロセス・成果を共有すること
- ⑦ 話し合いの場を確保しながら取組を進めること

・協働の効果

- ① 満足度の高い公共サービスを提供することが可能となる。
- ② 専門性や先駆性、柔軟性、現場ニーズの把握力等を活用することができる。
- ③ 地域づくりへの住民参画を促進することができる。
- ④ NPO等の活動の活性化と社会的使命の達成を図ることができる。
- ⑤ 企業や大学等教育機関の地域貢献を促進することができる。
- ⑥ 行政改革や職員の意識改革を図ることができる。

・各主体の役割

協働の推進を支える担い手としては、県民、NPO、公益法人、地縁組織、企業、教育機関、行政等の多様な主体が考えられる。これらは、それぞれ異なった特性をもち、地域の公共サービスを推進する役割が期待されている。併せて市町との効果的な連携・協力を推進する必要がある。

- (1) 県の役割
- (2) 県民に期待される役割
- (3) 関係団体に期待される役割（NPO、公益法人、地縁組織、企業、大学等、中間支援組織）
- (4) 市町との連携・協力

○県の基本姿勢と取組（第4章）

・県の基本姿勢

県では、多様な主体による協働を推進し、「共助社会」の力が最大限に発揮されるよう、政策形成段階における協働を進めるとともに、協働の視点からの事業の見直し、情報の共有化や情報交換のシステムづくり、民間からの提案を事業化するための仕組みの構築など協働を進めるための仕組みを活用した取組を進めることとする。

・県の取組

① 多様な主体の参加を図る政策協議の場（協働プラットフォーム）の設置

多様な主体の参加の下で、テーマに応じた対話や協議を行う場である協働プラットフォームを設置するなど政策形成段階からの協働に向けて取り組む。

② 協働の担い手の多様化を図る協働事業総点検の実施

多様な主体との協働によって、より効果的、効率的な事業とならないかという視点で「協働事業総点検」を実施するとともに、新規事業においても協働の手法の導入を検討します。

③ 情報の共有化および情報交換のシステムづくり

行政や多様な主体が個々に持っている有益な情報を一元的に集約して、情報共有できる場を再構築する方策を検討し、さらに、先進的な取組や最新情報の収集と発信を積極的に行う。

④ 民間提案の事業化を図るモデル的な協働の実践

民間からの提案公募型事業などにより県と協働する事業プランの提案を民間から募集・実施し、多様な主体によるモデル的な協働の事業化する仕組みについて検討する。

⑤ 協働の発展を図る評価とフィードバック

「評価チェックシート」を活用して、様々な視点からの協働事業の評価を行い、その結果を県民に公表していくとともに、第三者による客観的な評価システムづくりに取り組む。

⑥ 多様な主体間の協働の促進・定着

情報の共有化、交流・意見交換の場の設定および相互評価の仕組みづくりを行うことにより、相互理解の促進や多様な主体がつながる環境づくりに取り組む。

⑦ 協働の主体の基盤強化への支援

クラウドファンディングの活用といった新たな資金調達手法の活用やソーシャルビジネス化、寄附文化の醸成、プロボノ活動のマッチング等により、多様な主体の基盤強化を支援する。

⑧ 中間支援組織の機能強化への支援

中間支援組織におけるコーディネート機能の充実や専門人材の育成などへの支援を行うことで、中間支援組織の機能強化への支援に取り組む。

⑨ 県職員の意識改革および庁内推進体制の整備

県の組織全体での協働が進むよう、協働を担う人材育成のための研修や相談機能の一層の充実を図るとともに、庁内における協働推進体制の整備に取り組む。

アウトソーシングに関する取組状況について

1. これまでの取組状況

本県では、これまでから行政改革の取組として、窓口、施設の維持管理等の業務分野でアウトソーシングを進めてきた。

(1) 主なアウトソーシング

業務	導入時期
本庁舎案内窓口業務	S 55
本庁舎文書収発業務	S 55～順次
本庁舎守衛業務	S 59
本庁舎清掃業務	S 60～順次
道路パトロール業務	H 1～順次
計量検定業務（一部）	H 11
特別職公用車運転業務	H 15～順次
秘書業務	H 20～順次
県庁バス運行業務	H 29
総務事務	H 29

(2) その他のアウトソーシング

(1)の他に、一時的な業務量増加への対応など、効率的な業務遂行のため、民間への業務委託を活用している。

- (例)
- ・ 公共工事現場管理・監督業務
 - ・ 旅券窓口業務（旅券作成および交付業務）
 - ・ 工場・事業場排水等監視調査分析業務 など

2. 今後の取組

(1) 引き続きアウトソーシングを検討する業務

- ・ 税務窓口業務（自動車税事務所窓口業務）
- ・ 旅券窓口業務（委託業務範囲の拡大）
- ・ 建設工事等入札参加申請受付・確認

(2) 民間提案制度の導入

- ・ 平成 29 年度から、アウトソーシングに関する民間事業者等からの提案を広く受け付ける窓口を設置。民間事業者等の意見を踏まえ、新たなアウトソーシングの検討、実施につなげる。

アウトソーシングにかかる民間提案募集要綱

第1 趣旨

この要綱は、県が実施する事務事業に関して、民間事業者からのアウトソーシングに関するアイデア等を提供いただき、新たなアウトソーシングの実現や既存のアウトソーシングの拡充、効率化を図ろうとする民間提案制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 提案の対象

提案の対象とする事業は、県（知事部局）が所管する全ての事務事業とする。なお、許認可等の公権力の行使や施策の立案等、県が自ら実施すべき事務を除くものとする。

県の事務事業等に関して質問・照会がある場合は、質疑・照会票（別紙「様式3」）を、総務部行政経営企画室あて電子メール、郵送またはFAXにより提出するものとする。

第3 提案者の要件

提案者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ・提案内容を自ら実施できる者であること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者のほか、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれかに該当する者でないこと。

第4 募集する提案

県は、次に掲げる区分により募集を行うこととする。

(1) 自由提案

県のすべての事務事業を対象として、新たにアウトソーシングすることにより、サービスの充実やコスト削減、事務の効率化等の効果が見込まれると提案者が判断するものについて、具体的な実施手法や効果等に関する提案を受け付けるもの。

(2) 個別提案

県がアウトソーシングを検討するため、別途提示する事務を対象として、具体的な実施手法や効果等に関する提案を受け付けるもの。

第5 募集期間

随時、受け付ける。

第6 提案方法

提案書（別紙「様式1」）および提案者説明書（別紙「様式2」）を、総務部行政経営企画室あて、電子メール、郵送またはFAXにより提出するものとする。

提出された書類は、返却しない。

また、提案に関する費用は提案者の負担とする。

<様式>

様式 1 (アウトソーシングにかかる提案書)

様式 2 (提案者説明書)

様式 3 (質疑・照会票)

第 7 提案の取扱い

受け付けた提案は、アウトソーシングの可否等について、庁内で検討を行う。また、必要に応じて提案者と県担当所属との間で提案内容に関する確認等を行うものとする。

提案に対する検討結果は、提案の概要とともに県ホームページにおいて公表するものとする。ただし、提案者の名称等は公表しないものとする。

なお、事業の実施は滋賀県議会における予算の議決を経て正式に決定される。

第 8 事業者の選定方法

受け付けた提案に基づき、実際に事業を実施することとなった場合、実施事業者（事業の受託事業者）については、原則として、競争入札方式などの公募の方法により決定するものとする。

ただし、特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合等、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する際は、提案者を事業者として選定することができる。

第 9 その他

提案書類の著作権は、提案者に帰属する。

ただし、県は、事業の実施に必要な場合（内部検討資料作成、実施事業者の募集・選定、ホームページへの事業内容の掲示、事業実施等）には、提案内容の一部または全部を無償により、著作者名の表示無しで利用できるものとする。また、内容を一部修正することもある。

本提案募集要綱に基づき提案した提案者は、上記の内容に同意したものとし、県は上記の範囲の提案内容に関する利用について、提案者の許諾無く行えるものとする。

なお、提案内容は、第三者の著作権その他いかなる権利をも侵害しないものとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。

【参考】

アウトソーシングの導入が可能と考えられる業務一覧

	業務の種類	事務事業の例示
1 定型的なもの	データ入力・集計・管理業務	・データの電算入力、集計処理 ・データベースの構築、データ管理、台帳整備
	調査・統計業務	・定期的実施している調査や統計
	広報・啓発業務	・各種広報、啓発資料等作成
	窓口サービス業務	・受付案内、申請受付 ・資料閲覧、貸出し、情報提供 ・証明書等発行
	免許試験等の実施、資格登録 免許等の交付業務	・資格試験の実施 ・免許、許可証の登録、交付
	収納業務	・使用料、手数料等の徴収・収納
	内部管理業務	・総務事務 ・公用車等の管理、運転
	その他の定型的業務	・文書、資料の整理保全、收受、発送 ・庁舎清掃、警備
2 民間の専門的知識や技術を活用できるもの	設計・測量・地質等調査業務	・施設設計積算、図面作成 ・測量、地質等調査
	検査・試験・分析・測定業務	・各試験研究機関等が行う検査や試験・分析 ・定点測定、計量検定
	システム開発・維持管理業務	・システム開発等の情報化関連事業
	用地取得関連業務	・登記手続、補償物件等調査
	技術指導・相談・訓練・監督・ 調査業務	・各種技術指導、研修 ・就労支援 ・現場監督業務
	施設点検、維持管理補修業務	・県有施設の定期点検、管理運営、維持補修
	債権回収業務	・未収金回収
3 その他	イベント等の企画運営業務	・企画運営全般
	販売促進業務	・物産振興業務
	一時的業務	・会議録作成

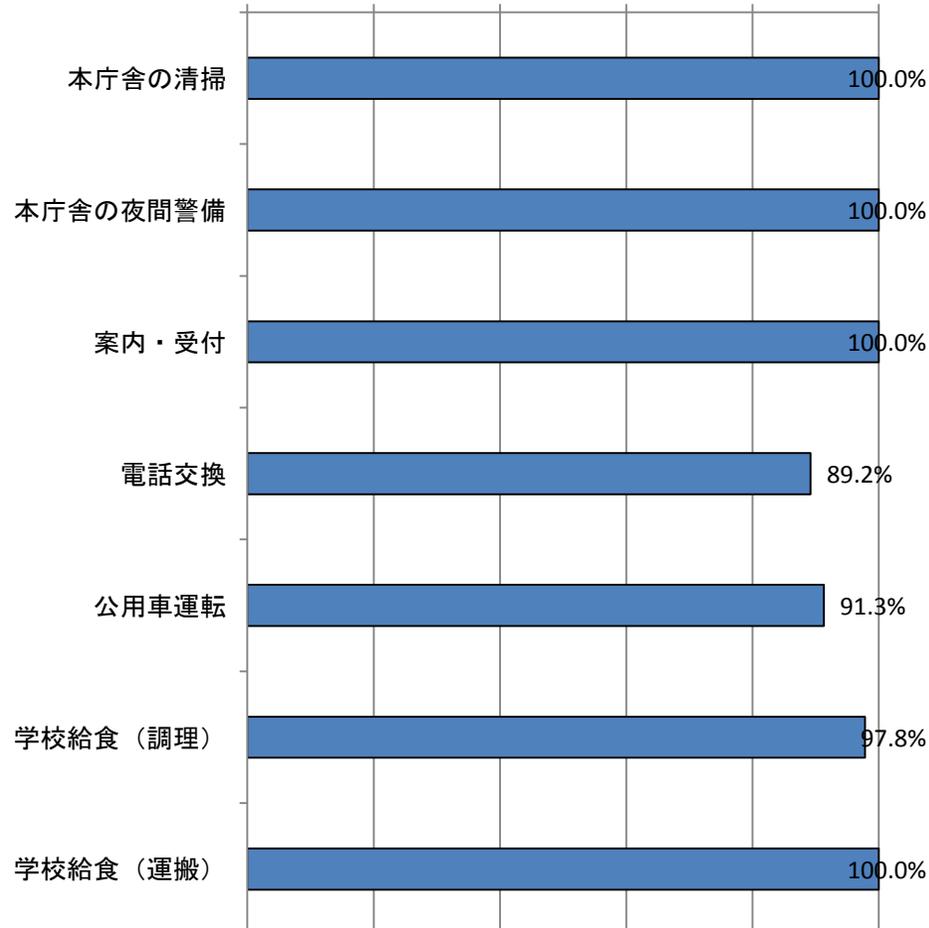
※ 上記業務は、既に本県でアウトソーシングを一部行っている業務や他団体での導入事例等を分類して例示したものであり、実際に提案を受けて検討した結果、アウトソーシングの導入は困難と判断する場合があります。

民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)

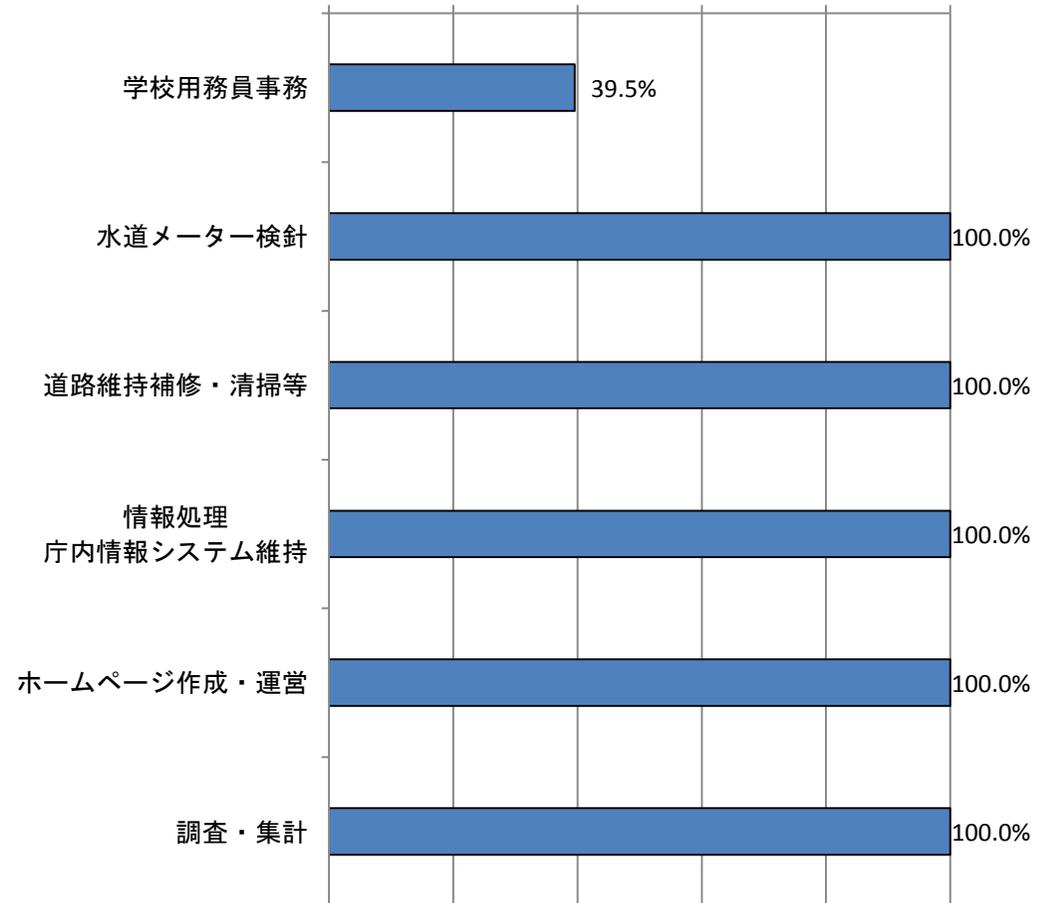
都道府県

- 都道府県における委託実施状況は以下のとおりです。
- 業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率となります。

0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



0.0% 20.0% 40.0% 60.0% 80.0% 100.0%



出典：総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」(平成29年3月30日公表)

委託率(%)【算出方法:委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100】

PPP/PFI手法に係る 滋賀県の導入状況

滋賀県総務部行政経営企画室

目次

1. 公共施設等マネジメントの取組
2. PPP/PFI推進の考え方
3. 現在の具体的な取組状況

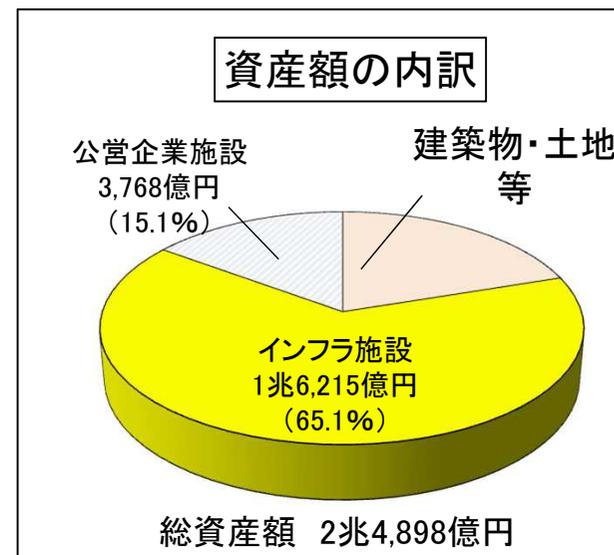
1. 公共施設等マネジメントの取組

公共施設等の老朽化の状況

①全体規模

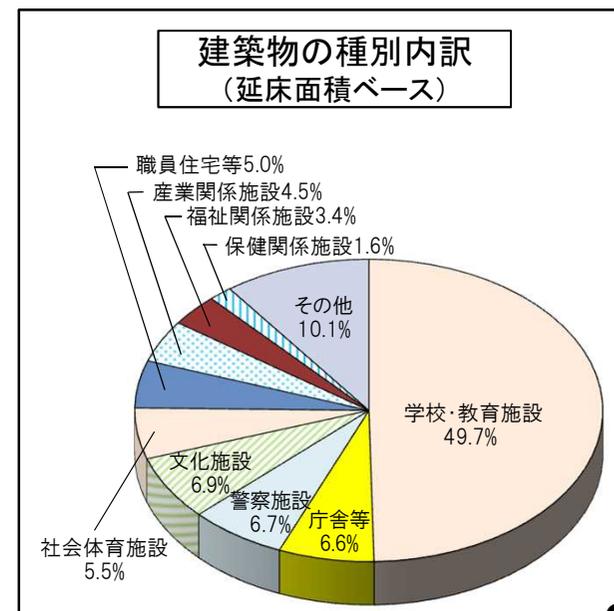
- 財務諸表の貸借対照表(平成26年3月31日現在)では、公共施設等(県管理以外の施設は除く)の資産額は、約2兆4,898億円となっています。
- 内訳は、普通会計のうち建築物・土地等が4,915億円、インフラ施設が約1兆6,215億円、また、公営企業施設が3,768億円となっています。

※ 県庁舎や学校など、公共用に使用するための資産(土地、建物、機械装置等)の金額で、建物等は減価償却の累計額を差し引いた額です。

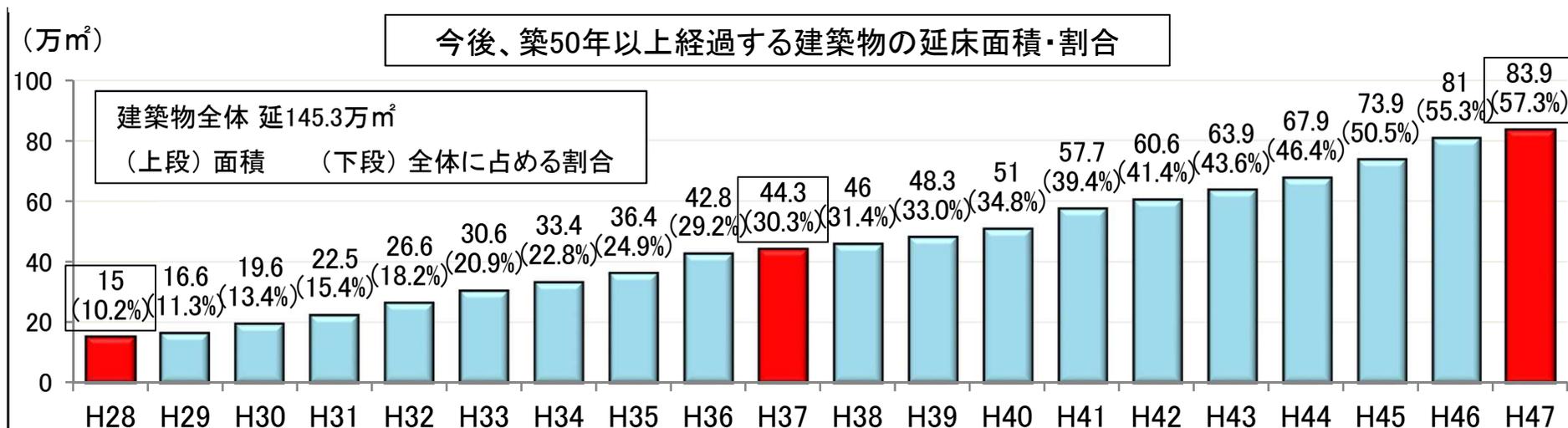
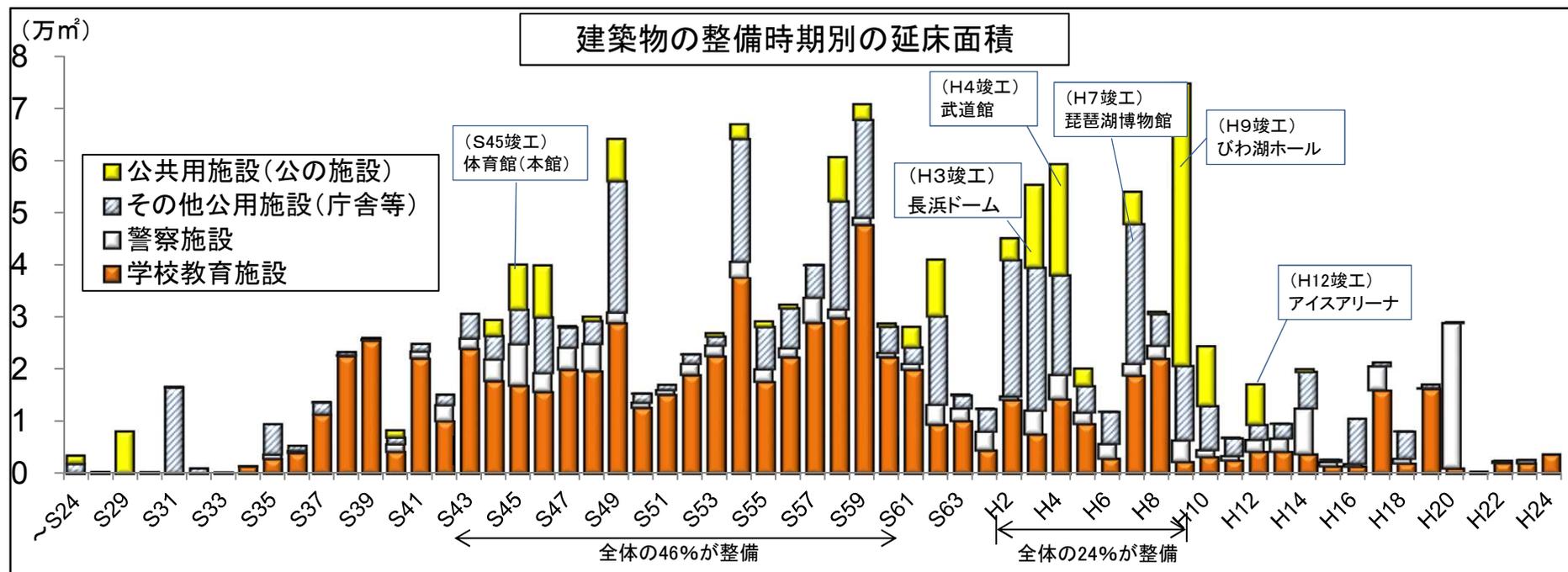


②建築物の状況

- 建物数が約4,100棟、施設数が494施設、延床面積が約145万㎡で、このうち半分程度を学校・教育施設が占めています。
- また、建築物の建設時期は、昭和43年度～昭和60年度にかけて全体の約46%、平成2年度～平成9年度にかけて約24%が整備されており、一般的に建物の使用期間とされる築50年以上の施設の割合(面積ベース)は、10年後には約30%、20年後に約60%近くまで増加する見込みです。



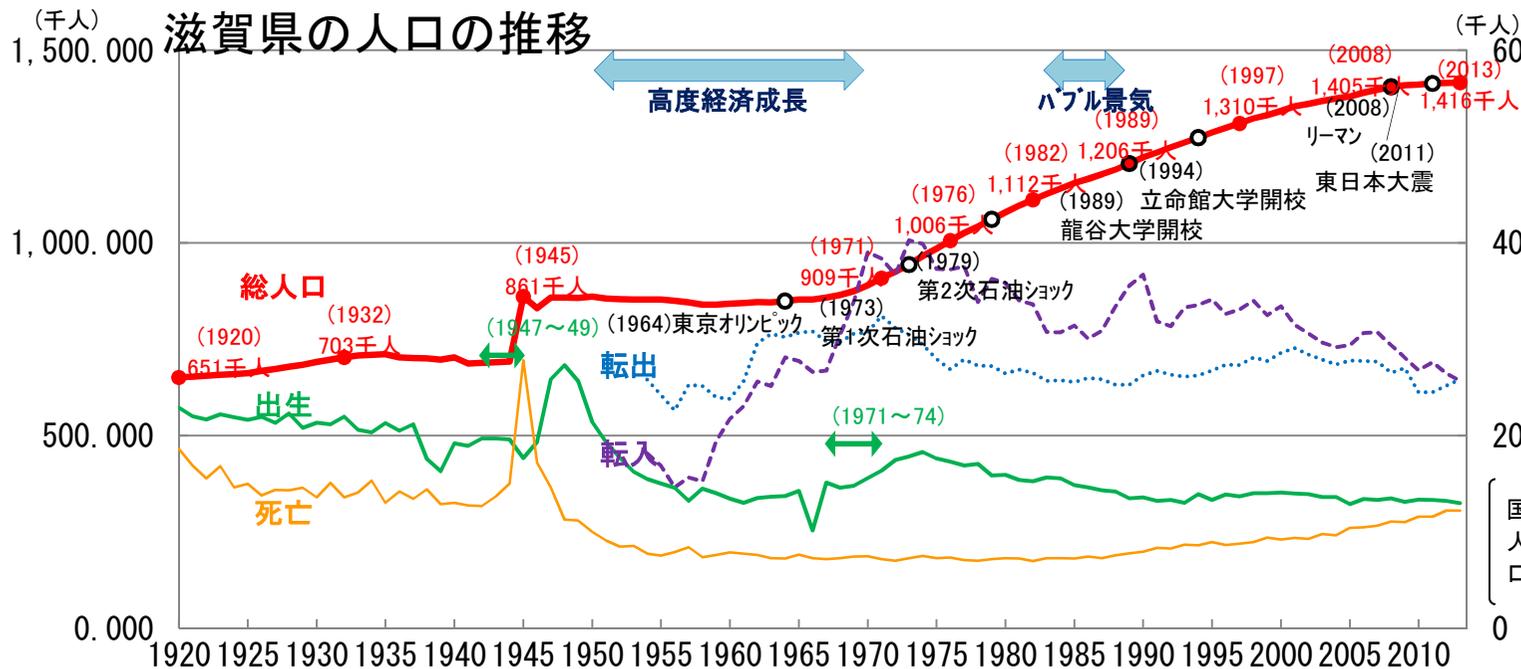
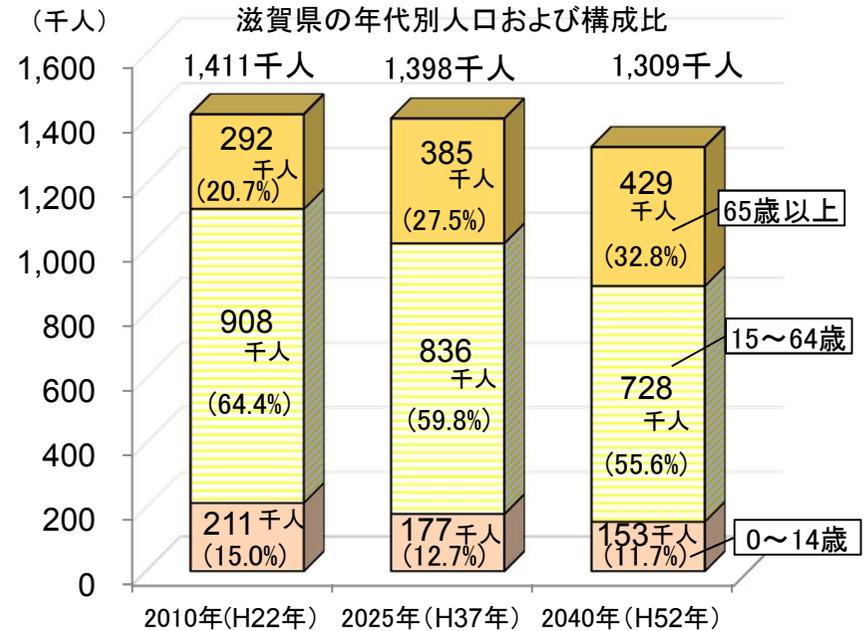
建築物の延床面積の状況



(注) 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。

総人口、年代別人口の今後の見通し

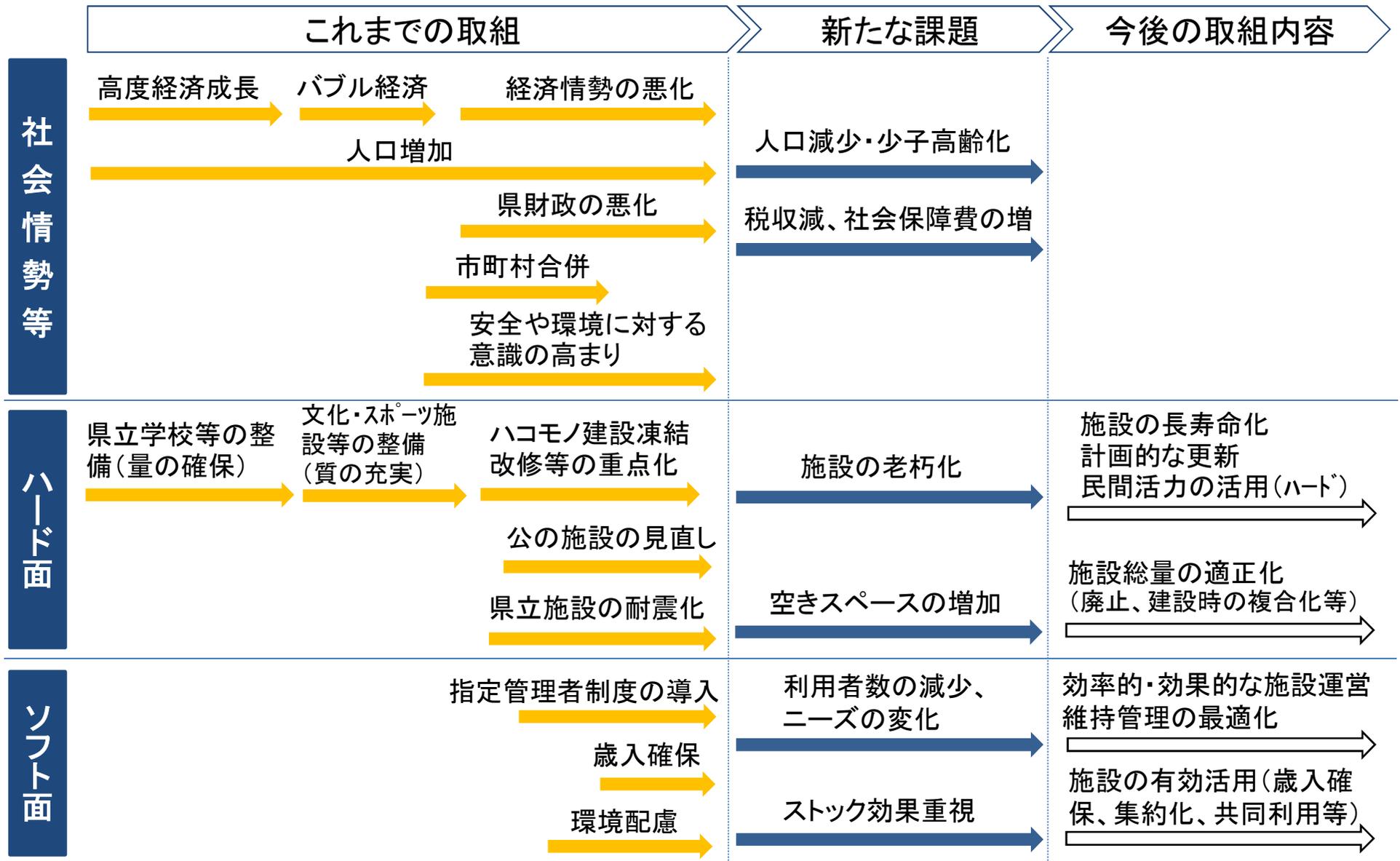
- これまで全国でも数少ない人口増加県であった滋賀県でも、平成26年10月1日現在の推計人口で48年振りのマイナスとなり、人口減少局面に入ったと推測されています。
- 年代別では、年少人口および生産年齢人口が減少し、特に生産年齢人口の割合は、平成52年には55.6%まで落ち込む一方、高齢(65歳以上)人口割合は、32.8%まで高まると予測されています。



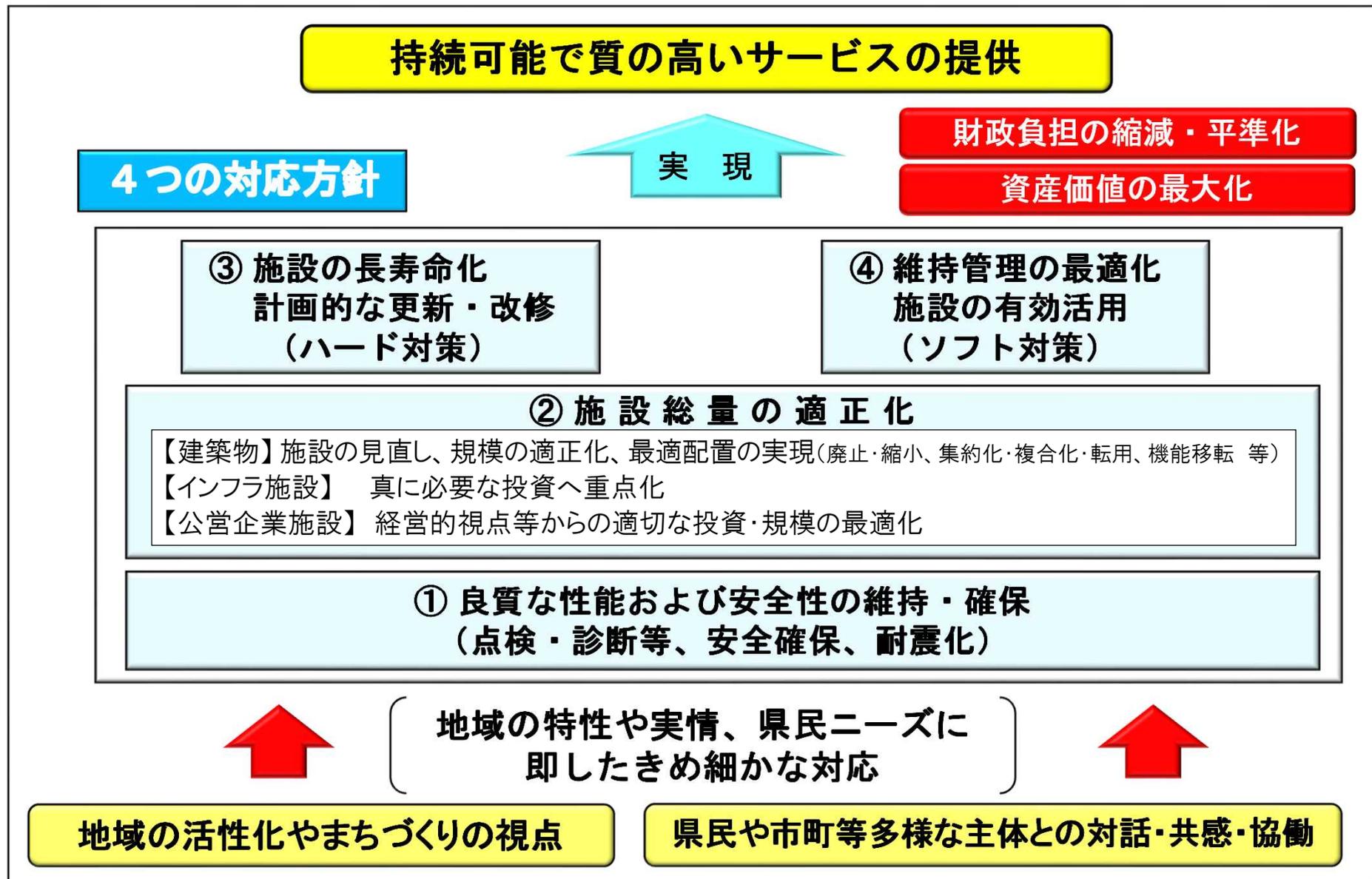
(国勢調査結果および国立社会保障・人口問題研究所推計により作成)

(国勢調査(総務省)、住民基本台帳人口移動報告(1954年～)(同)、人口動態統計(厚生労働省))

公共施設等マネジメントのポイント



公共施設等の管理に関する基本的な考え方



滋賀県の公共施設等マネジメントの取組

■維持管理の最適化

経営的視点を取り入れ、利用者目線に立ったサービス向上や一層効果的・効率的な維持管理を推進

(例)建築物における取組方針

- 更新(新增設)する全ての施設において、LCCを把握、低減策を検討
- 整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性を検討(一定以上の効果が見込まれる場合は、積極的に導入)
- 更新(新增設)時に、歳入確保策や歳出削減策の具体的な内容を定め
た取組方針を策定 など

■施設の有効活用

公共施設本来の役割に加え、様々な観点から施設を有効に活用することで、その価値を向上

- 環境、エネルギーなど先駆的・先進的取組のモデルや社会実験の場として、引き続き施設を有効に活用
- 投資と活用を一体的に考え、施設を活用した歳入確保策も積極的に推進 等

2. PPP/PFI推進の考え方

滋賀県におけるPPP/PFIの取組状況

PPP/PFI手法	導入施設	概要
指定管理者制度	公の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から導入(現在40施設) ・民間活用によるサービス向上、コスト縮減を期待
包括的民間委託	流域下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・運営、維持管理に関する大部分を、性能発注により民間事業者へ委託 ・業務の効率化等によるコストの縮減を期待
PFI方式による施設整備	コラボしが21	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年竣工 ・滋賀県として初のPFIによる施設整備 ・経済団体施設との合築
DBO方式による施設整備	湖西浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設、運営を一括委託 ・滋賀県初の試みとして、汚泥燃料化事業を導入

指定管理者制度の導入（平成18年度～）

「公の施設」の管理をそれまでの地方公共団体や出資法人だけでなく、民間事業者にも委ねる「指定管理者制度」が導入されたことで、施設の運営改善面で大きなプラスに。

（☞ ソフト面での「民間活力の活用」の代表的な取組）

H28.4.1現在、40施設で指定管理者制度を導入
（学校等を除く「公の施設」55施設のうち、約7割で導入）

■サービス面での効果

- ・開館時間の延長、開館日の拡大
- ・新たなイベント開催
- ・ネットワークの活用による需要喚起

（参考）利用者数の増（利用者数を把握している31施設）

年間 +76.1万人(+21%) [H17～19平均 356.1万人 → H27実績432.2万人]

■財政面での効果

- ・管理経費（※県営住宅を除く39施設） 削減効果額 年間 ▲8.0億円（▲19%）
H18決算額 41.5億円 → H28当初予算額 33.5億円

下水処理場等の維持管理における包括的民間委託

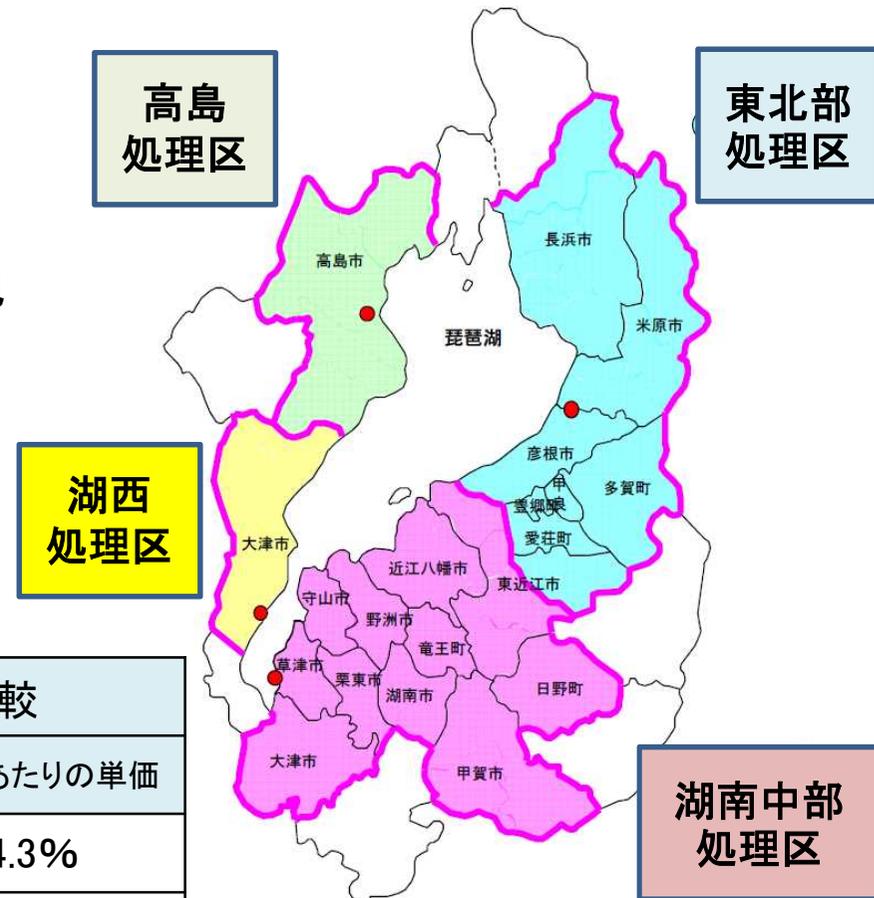
- 湖西処理区、高島処理区では平成23年度から、東北部処理区では平成26年度から導入

- 導入効果

水量1m³あたりの委託料単価は指定管理者委託導入時と比べて減少していることから、包括的民間委託導入によって、より効率的な処理場の運転管理が行えている。

<過年度実績との比較>

処理区	導入前と平成27年度の変動率比較		
	決算水量	委託料(税抜)	水量1m ³ あたりの単価
湖西	+2.2%	-2.2%	-4.3%
東北部	+5.2%	-3.6%	-8.3%
高島	+12.3%	+5.6%	-6.0%



PFI手法の導入事例（コラボしが21）

発注者	県、滋賀県信用保証協会、大津商工会議所による合築方式		施設外観
施設概要	<p>【所在地】大津市打出浜2-1</p> <p>【延床面積】12,670.23㎡</p> <p>【駐車台数】106台（タワー式駐車場：52台 ／平面駐車場：54台（うち臨時駐車場36台）</p> <p>【入居団体】26団体（インキュベーションオフィス、CAFÉコルネットを除く）</p>		
事業内容	<p>PFI事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆BOT方式による施設の設計、建設、維持管理、大規模修繕 ◆貸会議室の運営（予約管理・貸出・料金徴収） ■レストラン、ATM、賃貸オフィスの整備・運営 ■施設の有効活用事業 <p>合築事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆合築事業施設の設計、建設、施設引渡し後の維持管理および大規模修繕 		
事業期間	<p>平成14年10月 事業契約締結</p> <p>平成46年7月 事業期間満了、施設の 所有権移転</p>	事業 者	<p>【名称】PFI滋賀21会館株式会社</p> <p>➢(株)大林組が事業を遂行するために設立した特別目的会社（SPC）</p> <p>【設計】(株)東畑建築事務所</p> <p>【建設】(株)大林組・(株)笹川組JV</p> <p>【維持管理・運営】大林ファシリティーズ(株)</p> <p>【大規模修繕】(株)大林組</p>
想定事業費	<p>PFI事業 59.8億円</p> <p>合築事業（施設整備費） 12.4億円</p>		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 滋賀県として初めてのPFIを導入 ➢ 合築方式へのPFI導入という点では全国初 		

DBO手法の導入事例（湖西浄化センター（流域下水道施設））

汚泥燃料化施設の整備

- 平成28年1月1日より汚泥燃料化施設が本格的に運転を開始

<汚泥燃料化とは>

下水汚泥を石炭と同様な燃料物にすること。（汚泥は、石炭の約半分の熱量を持つ。）



燃料化物は粒状になっており、一日に約8tが生成され、セメント工場や鉄鋼所へ販売される。

<施設概要>

燃料化施設の特徴

その① 下水汚泥の有効活用

汚泥燃料化施設により、従来、産業廃棄物として処理してきた下水汚泥を有効な資源として利用することができます。

その② 温室効果ガスの削減

汚泥燃料化施設は温室効果の原因となる N_2O （二酸化炭素の約310倍の温室効果がある）を削減できることなどにより場内で年間約9,600t- CO_2 が削減できます。

所在地	大津市苗鹿三丁目
汚泥処理能力	80t/日×1系列
汚泥処理量	約23,000t/年（約80t/日）
下水汚泥炭素化物製造量	約2,000t/年（約8t/日）
燃料化方式	熱風直接乾燥方式＋流動床式高温炭化方式
契約方式	DBO方式 （設計・施工・維持管理一括発注）
契約事業者	メタウォーター株式会社
契約期間	平成25年3月25日～平成48年3月31日

PPP/PFIの推進に関する国の動向（主なもの）

民間の資金・ノウハウを活用し、効率的なインフラ整備・運営やサービス向上、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、多様なPPP/PFI手法の積極的導入を推進。

平成11年 9月	P F I 法施行 (平成23年6月・平成25年6月 一部改正)	民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して公共施設等の整備等を行い、それにより、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、ひいては国民経済の健全な発展に寄与することを目的に制定 コンセッション方式の導入 等
平成27年 6月	経済財政運営と改革の基本方針2015	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築する。 ・地域プラットフォームについて、全国的な体制整備を 計画的に推進する。
平成27年 12月	優先的検討規程の策定要請 (内閣府・総務省)	・人口20万人以上の地方公共団体に対し、平成28年度末までに、優先的検討規程を定めるよう要請
平成28年 6月	経済財政運営と改革の基本方針2016	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション事業の活用を拡大するとともに、国および人口20万人以上の地方公共団体等において実効ある優先的検討の仕組みを構築・運用する。 ・地域プラットフォームの形成・活用等により、具体的な案件形成を図る。

PPP/PFI手法導入優先的検討方針の策定

これまで

○対象事業の選定に関するルールがなかった

- ☞ デメリット
 - ・導入可能性のある事業であっても検討がなされない可能性
 - ・個々の事業毎に個別に事業手法を検討（統一的な基準なし）
 - ・民間のノウハウを活用する視点が限定的になる可能性



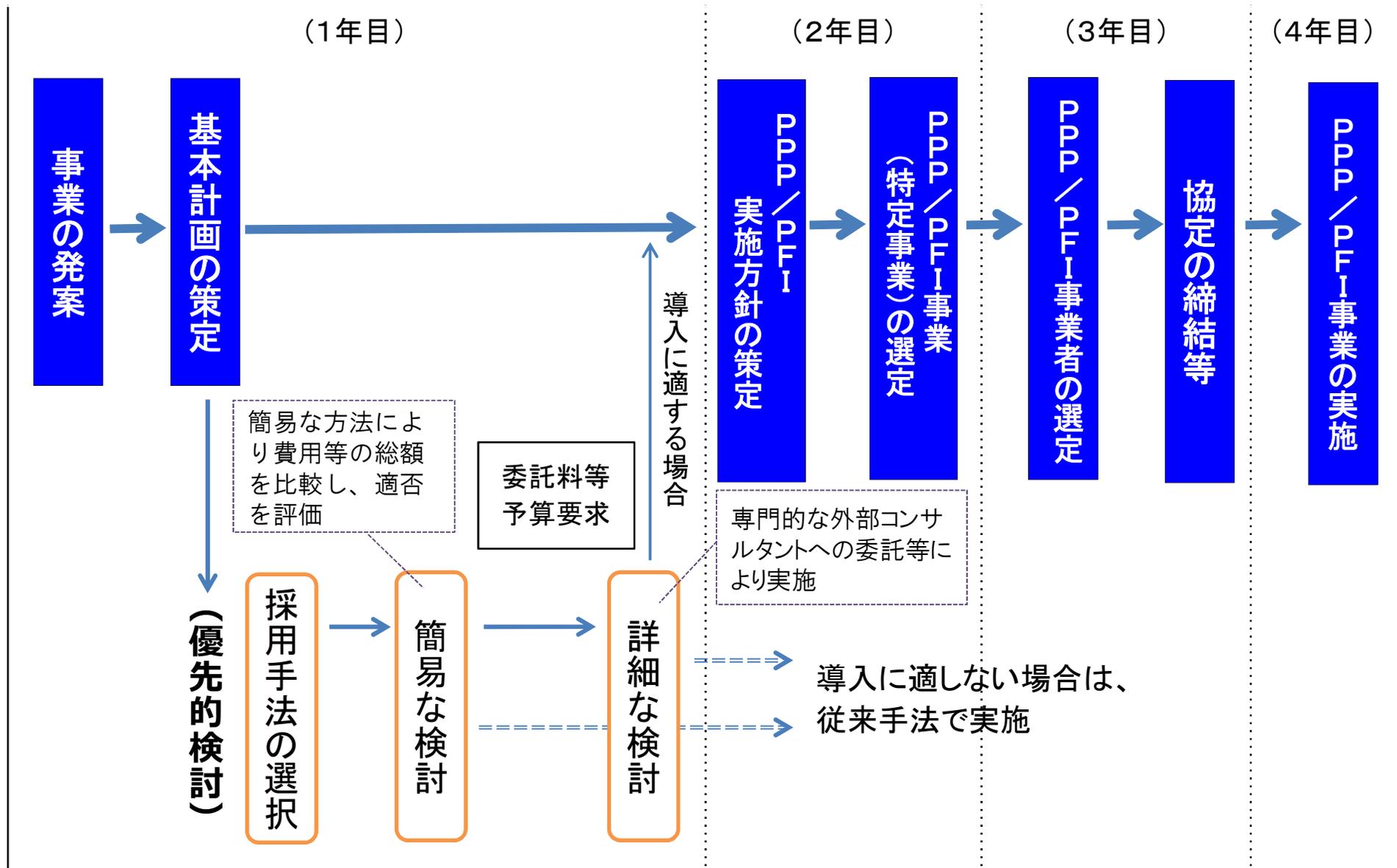
（PPP/PFI手法導入優先的検討方針の策定：H28.12）

これから

○優先的検討方針に基づき、一定の要件を満たす全ての事業を対象にPPP/PFI手法の導入適否を検討する

- ☞ メリット
 - ・優先的検討を行う対象事業の明確化
 - ・統一的な基準により適否判断を行う
 - ・民間のノウハウを活用するチャンスが増える

PPP/PFIの事業スケジュール（イメージ）

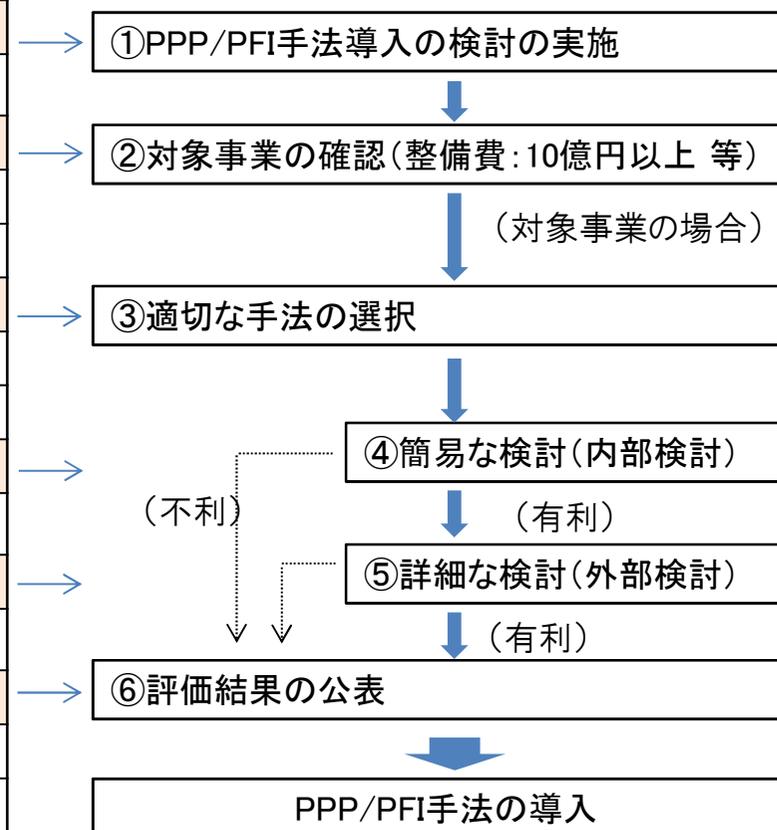


優先的検討方針の構成および検討フローイメージ

(構成)

第1章 総則
第1 目的
第2 定義
第3 対象とするPPP/PFI手法
第2章 優先的検討の実施
第4 優先的検討の実施時期
第3章 優先的検討の対象とする事業
第5 対象事業
第6 対象事業の例外
第4章 適切な手法の選択
第7 採用手法の選択
第8 評価を経ずに行う採用手法導入の決定
第5章 簡易な検討
第9 費用総額の比較またはその他の方法による評価
第6章 詳細な検討
第10 詳細な検討
第7章 評価結果の公表
第11 簡易な検討の結果の公表
第12 詳細な検討の結果の公表

(検討フローイメージ)



3.現在の具体的な取組状況

新県立体育館施設整備の概要（PFI手法による施設整備）

新県立体育館整備事業に係る実施方針および業務要求水準書(案)について

1. 経過等

新県立体育館整備事業については、2016年度に策定した「新県立体育館施設整備基本計画」に基づき、県において建設予定地の造成を行った後、施設の建築およびその後の維持管理・運営については、県民サービスの向上や財政支出の軽減・平準化などにおいて効果が期待できるPFI方式により事業を進めていくこととしている。

今後、特定事業の選定に向け、実施方針および業務要求水準書(案)を策定・公表する。

2. 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

●立地条件

所在地	滋賀県大津市上田上中野町地先(びわこ文化公園都市内)
現況	森林
敷地面積等	約11haおよび新設する東側アクセス道路
敷地所有者	滋賀県
地域地区	近隣商業地域(指定建ぺい率80%/容積率200%) 第六種高度地区(高さ31m以下)
交通アクセス	JR東海道本線 瀬田駅より約4km(バスで約15分)

●施設構成の概要

・本施設の延床面積は14,000㎡程度とする。

区分	概要
メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 2,760㎡(69m×40m)以上 ・高さ 14m以上 ・総観客席数5,000席以上 (1階観客席2,500席以上:電動式の壁収納型可動席1,600席以上+椅子による仮設席) (2階観客席2,500席以上)
サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,161㎡(27m×43m)以上 ・高さ 12m以上 ・観客席 200席以上
スポーツ活動諸室	多目的室、トレーニング室、スポーツ・体力測定室
その他諸室	事務室(施設管理室)、応接室(来賓室)、医務室、放送・音響・調光室、キッズルーム・授乳室、競技団体交流室等
共用部を含む上記面積の合計: 14,000㎡程度	
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場:常設駐車場・臨時駐車場合わせて900台以上 ・駐輪場: 200台以上
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に運動やトレーニングができ、多様なイベントへの対応、防災面でも活用できる多目的広場。 ・イベント開催時は臨時駐車場としても利用。

滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針の概要

参考資料1-14

- (1)平成28年3月に策定した「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」で、整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性の検討を行う方針を明記。
- (2)国は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備、新たな事業機会の創出等を図るため、人口20万人以上の地方公共団体に対し、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための規程(優先的検討規程)」を平成28年度末までに策定するよう要請(平成27年12月)
- (3)(1)、(2)を踏まえ、本県におけるPPP/PFI手法導入検討の対象事業や検討プロセス等を定めた「優先的検討方針」を平成28年度中に策定する。また、本方針は、平成29年4月1日からの適用とする。

1 策定の目的 (第1関係)

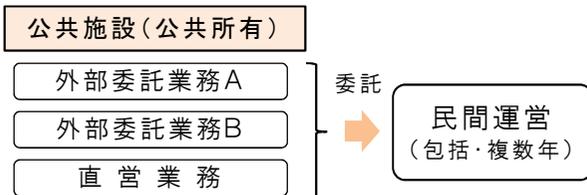
本方針は、PPP/PFI手法導入の優先的検討を行うに当たって必要な手続を定め、PPP/PFI手法の積極的な導入を図ることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進め、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とする。

2 対象とするPPP/PFI手法 (第3関係)

(1) 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法		(2) 民間事業者が公共施設等の設計、建設(製造)および運営等を担う手法		(3) 民間事業者が公共施設等の設計および建設(製造)を担う手法	
設計・建設(製造)	管理・運営	設計・建設(製造)	管理・運営	設計・建設	管理・運営
公 共	民 間	民 間	民 間	民 間	公 共
① 公共施設等運営権方式 ② 指定管理者制度 ③ 包括的民間委託※1 ④ O方式(運営等)		① BTO方式(建設-移転-運営等)※2 ② BOT方式(建設-運営等-移転)※3 ③ BOO方式(建設-所有-運営等)※4 ④ DBO方式(設計-建設-運営等)※5 ⑤ RO方式(改修-運営等) ⑥ ESCO事業方式		① BT方式(建設-移転)(民間建設買取方式) ② 民間建設借上方式	

(参考)

※1 包括的民間委託



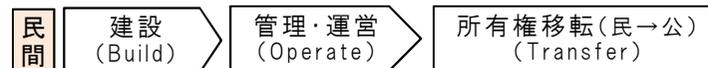
※2 BTO方式

(民間が資金調達)



※3 BOT方式

(民間が資金調達)



※4 BOO方式

(民間が資金調達)



※5 DBO方式

(公共が資金調達)



3 対象事業（第5・第6関係）

①、②のいずれにも該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

① 対象事業

(1) 建築物の整備等に関する事業

※庁舎、公の施設、学校、警察施設、病院、公営競技事業施設、インフラ施設の建築物(都市公園内の建物、県営住宅等) 等

(2) 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

※公の施設の運営において、施設の利用に係る料金(利用料金)の徴収が含まれるもの

(3) 他の地方公共団体でPPP/PFI手法の導入実績のある事業

※インフラ施設等における公共施設整備事業で、PPP/PFIの導入効果が認められるもの

② 事業費要件

(1)(2)のいずれかの事業費基準を満たす事業

(1)整備等(運営等を除く)に関する事業費が10億円以上

(2)単年度の運営等に関する事業費が1億円以上(運営等の見直しその他運営方針を決定する場合)

(対象事業の例外)

ア既にPPP/PFI手法が導入されている公共施設整備事業(運営等に限る)

イ民間事業者が実施することが法的に制限されている事業(例:学校教育に係る業務等)

ウ災害復旧事業その他緊急に実施する必要がある事業

※上下水道は、国から示されるガイドラインを基に、個別に「優先的検討規程」を策定するため、本方針の対象外

4 優先的検討フロー（第7～第12関係）

(1) 最も適切な手法の選択

(PPP/PFI手法を採用した場合)

・当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、品質確保に留意しつつ、最も適切な手法を選択(施設運営において県の関与が必要な場合など、やむを得ない場合には例外的に従来手法を選択)。
・唯一の手法を選択することが困難な場合は複数の手法を選択することも可。

(2) 簡易な検討

①統一的な簡易算定ツールによる評価
(簡易定量評価調書)

②①による評価が困難な場合は、民間事業者への意見聴取その他の客観的評価

民間事業者からの提案があり、客観的な評価により、PPP/PFI手法の導入が適切とされている場合は、簡易な検討を省略できる。

簡易な検討結果(適否等)の公表

(PPP/PFI手法が有利)

(3) 詳細な検討(外部コンサルの活用等による検討)

外部コンサルの活用等により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、従来型手法と、PPP/PFI手法を導入した場合の費用総額の比較を行い、PPP/PFI手法の導入の適否を評価。

詳細な検討結果(適否等)の公表

(PPP/PFI手法が有利)

(4) PPP/PFI手法の導入および採択手法の決定

簡易な検討の結果が「指定管理者制度」の場合、詳細な検討を省略できる。

H29年度指定管理者制度導入施設一覧

H29.4.1現在

施設数	所管	施設名	公募 非公募	指定管理者	現在の指定期間		
1	県民生活部	県民活動生活課 滋賀県立県民交流センター	公募	(株)コンベンションリンケージ	H26.4.1～H31.3.31 5年		
2		文化振興課	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	非公募	(公財)びわ湖芸術文化財団	H29.4.1～H33.3.31 4年	
3			滋賀県立文化産業交流会館				
4			滋賀県希望が丘文化公園				
5		滋賀県立希望が丘野外活動センター	公募	(公財)滋賀県希望が丘文化公園	H26.4.1～H31.3.31	5年	
6							滋賀県立青少年宿泊研修所
7		スポーツ局	滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館を除く。)	公募	滋賀県体育協会グループ	H26.4.1～H31.3.31	5年
8			滋賀県立彦根総合運動場				
9			滋賀県立体育館	公募	滋賀県体育協会グループ	5年	
10			滋賀県立武道館				
11			滋賀県立栗東体育館	公募	(公財)滋賀県体育協会	5年	
12			滋賀県立スポーツ会館	公募	(公財)滋賀県体育協会・日本管財(株)グループ(県外企業含む)	H28.4.1～H33.3.31 5年	
13			滋賀県立アイスアリーナ	公募	SPNグループ(県外企業含む)	5年	
14			滋賀県立琵琶湖漕艇場	公募	(公財)滋賀県体育協会	H28.4.1～H31.3.31 3年	
15			滋賀県立柳が崎ヨットハーバー	公募	SSグループ	5年	
16			滋賀県立伊吹運動場	公募	(公財)伊吹山麓スポーツ文化振興事業団	H28.4.1～H33.3.31 5年	
17		滋賀県立ライフル射撃場	公募	(NPO法人)滋賀県ライフル射撃協会	5年		
18	琵琶湖環境部	下水道課 琵琶湖流域下水道(矢橋帰帆島公園、苗鹿公園)	(公募)	ひかりグループ	H29.4.1～H34.3.31 5年		
		森林政策課 滋賀県立近江富士花緑公園	公募	近江鉄道ゆうグループ	H26.4.1～H31.3.31 5年		
19	健康医療福祉部	健康医療課 滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務に限る。)	公募	(社福)滋賀県社会福祉協議会	H25.4.1～H30.3.31 5年		
20		医療福祉推進課 滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務を除く。)	公募	(社福)滋賀県社会福祉協議会	5年		
21		障害福祉課	滋賀県立むれやま荘	公募	(社福)グロー(旧滋賀県社会福祉事業団)	5年	
22			滋賀県立信楽学園	公募	(社福)グロー(旧滋賀県社会福祉事業団)	H28.4.1～H33.3.31 5年	
23			滋賀県立視覚障害者センター	非公募	(社福)滋賀県視覚障害者福祉協会	5年	
24			滋賀県立障害者福祉センター	非公募	(公財)滋賀県身体障害者福祉協会	5年	
25			滋賀県立聴覚障害者センター	非公募	(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会	5年	
26			子ども・青少年局 滋賀県立びわ湖こどもの国	公募	(社福)友愛	5年	
27	商工観光労働部	中小企業支援課 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィス	公募	(公財)滋賀県産業支援プラザ	H29.4.1～H34.3.31 5年		
28		モノづくり振興課	滋賀県立テクノファクトリー	公募	(公財)滋賀県産業支援プラザ	H27.4.1～H30.3.31 3年	
29			滋賀県立陶芸の森	非公募	(公財)滋賀県陶芸の森	H28.4.1～H33.3.31 5年	
30	農政水産部	水産課 滋賀県醒井養鱒場	公募	滋賀県漁業協同組合連合会	H28.4.1～H33.3.31 5年		
31	土木交通部	滋賀県営都市公園(奥びわスポーツの森)	公募	(NPO法人)P.P.P.滋賀	H29.4.1～H32.3.31 3年		
32		都市計画課	滋賀県営都市公園(春日山公園)	公募	(公財)大津市公園緑地協会・(一社)滋賀県造園協会西地区共同体	5年	
33			滋賀県営都市公園(尾花川公園)				
34			滋賀県営都市公園(湖岸緑地:南部)				
			滋賀県営都市公園(湖岸緑地:中主吉川)	公募	近江鉄道ゆうグループ	H26.4.1～H31.3.31 5年	
			滋賀県営都市公園(湖岸緑地:湖東湖北)	公募	近江鉄道ゆうグループ	5年	
35			滋賀県営都市公園(びわこ文化公園(文化ゾーン))	公募	近江鉄道ゆうグループ	5年	
36			滋賀県営都市公園(びわこ地球市民の森)	公募	シダックス・ハウスビルグループ	5年	
37		住宅課 滋賀県営住宅	公募	日本管財(株)	H27.4.1～H32.3.31 5年		
38		流域政策局	大津港公共港湾施設(マリーナ以外)	公募	琵琶湖汽船(株)	H26.4.1～H31.3.31 5年	
	大津港公共港湾施設(マリーナ)		オリックス・ファシリティーズ(株)		5年		
39	教育委員会	生涯学習課 滋賀県立長浜ドーム(宿泊研修館に限る。)	公募	(一財)滋賀県青年会館	H26.4.1～H31.3.31 5年		
40		文化財保護課 滋賀県立安土城考古博物館	非公募	(公財)滋賀県文化財保護協会	H28.4.1～H33.3.31 5年		

※H29.4.1現在 指定管理者制度導入施設数：40施設(公募33、非公募7)

[直営施設] 25施設

施設数	所管	施設名	運営形態	
1	総合政策部 防災危機管理局	危機管理センター	直営	
2	県民生活部 文化振興課	近代美術館	直営	
3	琵琶湖環境部	環境政策課 琵琶湖博物館	直営	
4		下水道課	湖西流域下水道	直営
5			高島流域下水道	直営
6			南部流域下水道	直営
7			北部流域下水道	直営
8		森林政策課	きゃんせの森	直営
9	健康医療福祉部	健康福祉政策課 平和祈念館	直営	
10		障害福祉課 近江学園	直営	
11		子ども・青少年局 淡海学園	直営	
12	商工観光労働部	労働雇用政策課 高等技術専門校（草津・米原校舎）	直営	
13		男女共同参画課 男女共同参画センター	直営	
14	農政水産部 農業経営課	農業大学校	直営	
15	土木交通部	流域政策局	彦根港公共港湾施設	直営
16			長浜港公共港湾施設	直営
17			竹生島港公共港湾施設	直営
18	教育委員会	生涯学習課 県立図書館	直営	
19		文化財保護課 琵琶湖文化館	直営	
20	企業庁	企業庁総務課	彦根工業用水道	直営
21			南部工業用水道	直営
22			湖南水道	直営
23	病院事業庁	経営管理課	成人病センター	直営
24			小児保健医療センター	直営
25			精神医療センター	直営

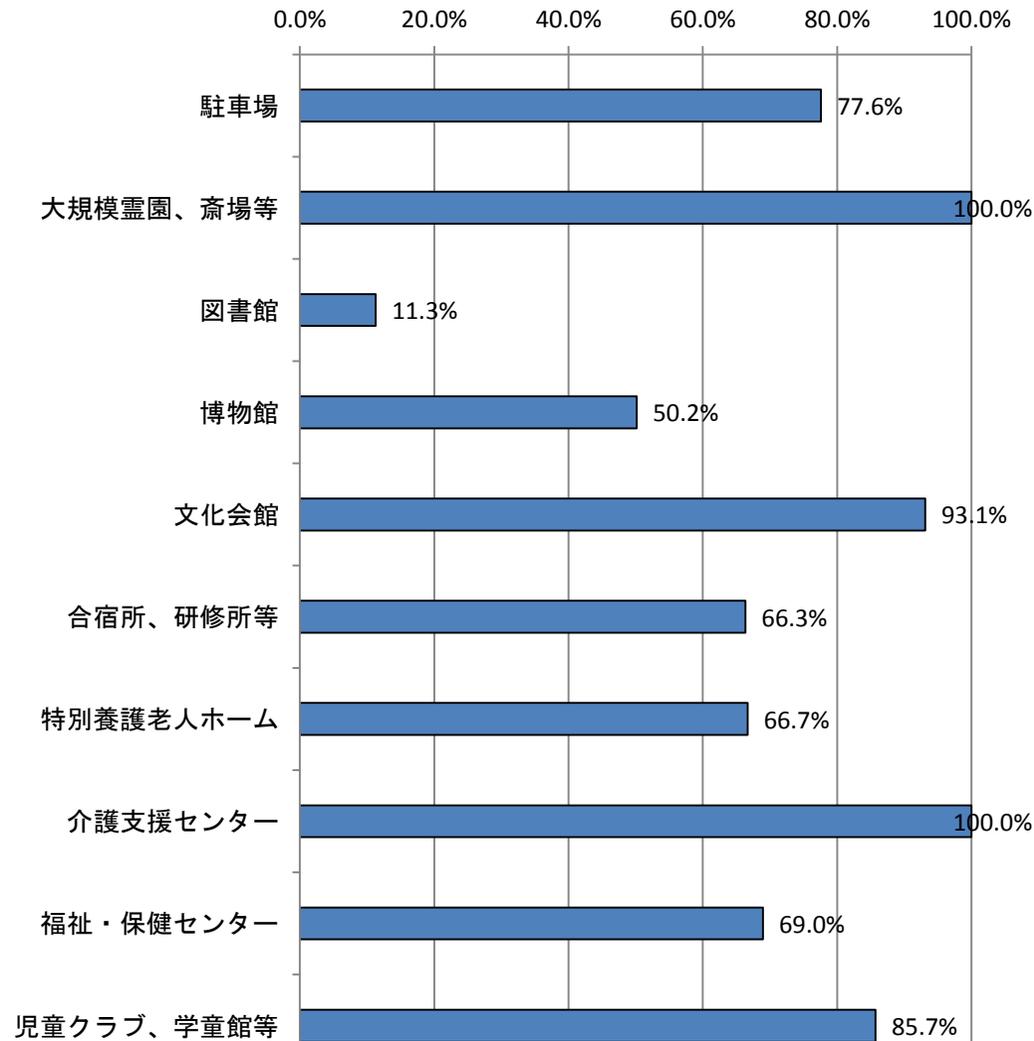
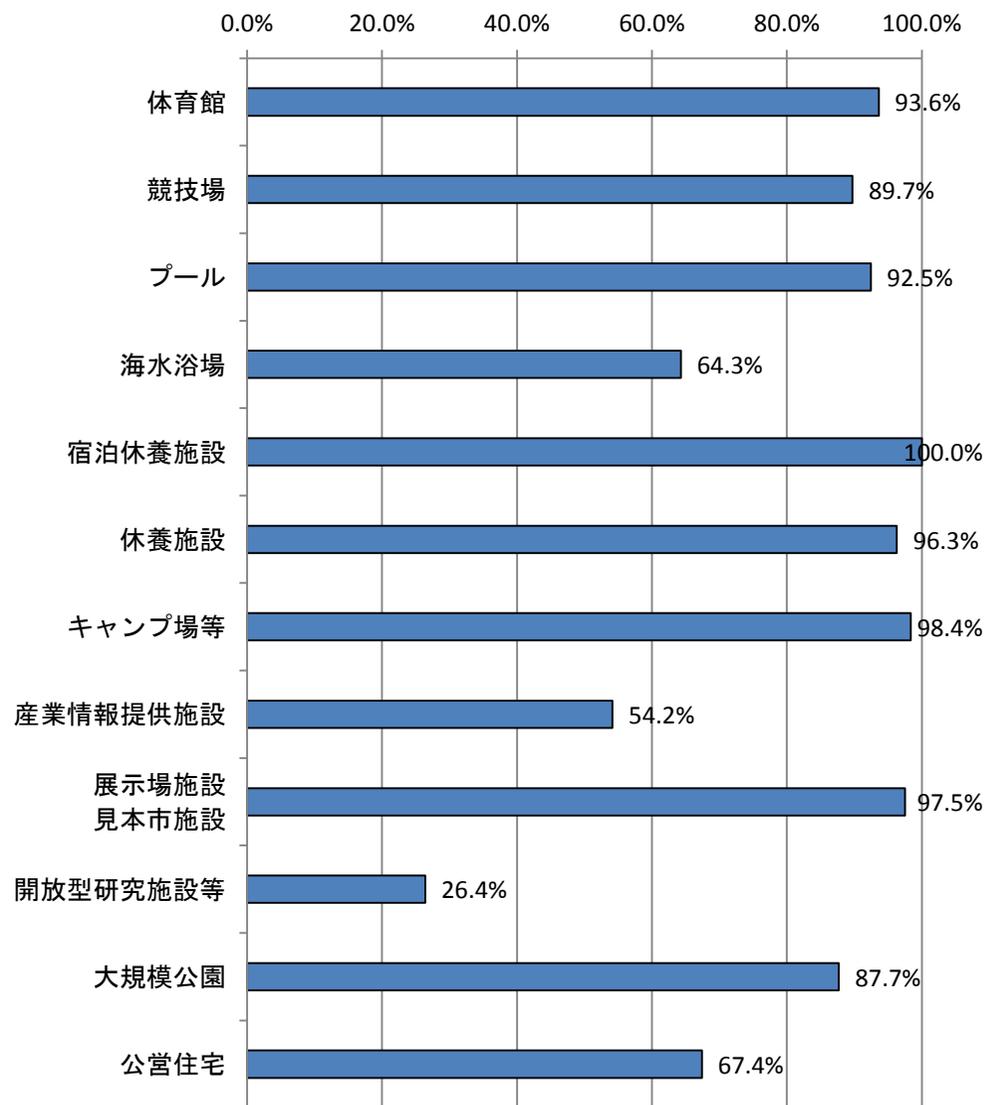
※学校教育法に基づく学校、道路、河川を除いています。

出典：総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」（平成29年3月30日公表）

指定管理者制度の導入状況（制度導入団体の比率）

都道府県

- 都道府県における指定管理者制度の導入状況は以下のとおりです。
- 導入率の算出方法は、 $\text{制度導入施設数} \div \text{公の施設数} \times 100$ となります。



導入率 (%)【算出方法：制度導入施設数 ÷ 公の施設数 × 100】

経済・財政再生アクション・プログラム(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定)(抄)

本プログラムは、経済再生と財政健全化を相対立するのではなく両立させるべき関係と位置付ける(①)とともに、その進め方についても、トップダウンではなく、個々の改革の取組と関係者・現場の創意工夫を重んじるボトムアップによる(②)ものである。こうした①の両立する目標を②のボトムアップで実現しようという際のアプローチが、(i) 公的サービスの産業化、(ii) インセンティブ改革、(iii) 公共サービスのイノベーションである。

(i) 公的サービスの産業化

公共サービス(行政が提供するサービスのほか、医療・介護、子育てなどの公的保険制度や公費負担によって提供される社会保障サービスを含む)やそれと密接に関わる周辺サービスについて、民間企業等が公的主体と協力して担うことによって、サービスの選択肢の多様化、サービスの効率化を図るとともに、新たな成長のタネを発掘・伸長させること。

(ii) インセンティブ改革

公共サービスの質の向上に取り組む必要性に対する気付きを広げ、現状を変えていく動機付けをすることによって、住民や保険者、企業等の行動変化につなげ、公共サービスの量的な増大を抑制するとともに、経済・財政の再生に向けた前向きな改革を促すこと。

(iii) 公共サービスのイノベーション

公共サービスに対する需要・供給構造に関する情報や地域間、保険者間の差異に関する情報等の「見える化」を進めることや、公共サービスに係る業務の簡素化・標準化、先進的な取組の普及・展開を進めること。